商品概要説明書

スーパー定期貯金（投資信託セットプラン）

（２０２１年7月１日現在）

商 品 名	・スーパー定期貯金＜単利型＞ 愛称：投資信託セットプラン
ご利用いただける方	・個人
販売対象・受入条件	・ＪＡバンクの投資信託（セレクトファンド※）を同時にお申し込みいただいたお客さまに限ります。 ※つみたてＮＩＳＡ専用ファンドは対象となりません。対象の投資信託につきましては各ＪＡの担当者へお問い合わせください。 ・当ＪＡに新規にお預入いただく場合に限ります。 ・すでにお預入いただいている定期貯金のお預替えは対象外となります。 ただし、「退職金専用定期貯金ＧＯＧＯ人生」からのお預替えは対象となります。
期　間	・１年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。 ご継続後は、継続日の店頭表示金利でのお預入となります。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・２０万円以上１，０００万円未満で、組み合わせる投資信託のお申込金額以内 ・１円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	 ・預入時のスーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示利率に、「０．５０％（税引前）」を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、継続日のスーパー定期貯金＜単利型＞の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を１円として１年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （１）　預入期間が 6 か月未満の場合　　解約日における普通貯金利率 （２）　預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合　　約定利率×50%**
貯金保険制度 （公的制度）	**・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または当ＪＡ担当部署（最終頁をご確認ください）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡ担当部署またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会　　（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。	

上記に記載のない事項については、「スーパー定期貯金＜単利型＞」と同様の取扱となります。

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 木曽 金融共済部 資金運用課 （電話：0264-22-2128）